

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報



パソコンでウェブサイトを見ていたら、突然「ウイルスに感染した」という警告画面と、大きな音が出た。慌てて表示された番号に電話したら、怪しいセキュリティソフトをインストールされ、クレジットカード番号を入力してしまった。解約したい。



まずはウェブサイトを閉じましょう!
慌てて連絡や契約をしないようにしましょう!

- ◆ 実際はウイルスに感染していないのに、警告音や警告画面によって、あたかも感染したかのように思い込ませ、電話をかけさせる等、不必要なセキュリティソフトの購入やサポート契約をさせる手口に関する相談が寄せられています。
- ◆ 警告音が鳴ると驚きますが、ウェブサイトを閉じれば警告画面とともに音も消えるパターンが多いようです。また、音量を下げることで警告音が消えることもあります。



セキュリティ最新



- ◆ 画面が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構の「情報セキュリティ安心相談窓口」へ相談しましょう。

WEB <https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>



- ◆ 普段から信頼できるセキュリティソフトを入れる、利用しているソフトを最新の状態にしておく、などを心がければウイルス感染のリスクを減らすことができます。
- ◆ 契約に関する事等わからないことがあれば、消費生活センターにご相談ください。



消費生活相談は
消費者ホットライン

局番なし 188
(身近な消費生活相談窓口につながります。)

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

●手指の消毒・除菌

手や指についたウイルスは、洗い流すことが最も重要です。ウイルスは流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせます。手洗いがすぐにできない時は、アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）消毒液も有効です。



●モノの消毒・除菌

食器類は、80℃の熱水に10分間さらすことでウイルスを死滅させることができます。テーブル、ドアノブなどには、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）、一部の洗剤、一部の次亜塩素酸水、アルコールが有効です。それぞれ使用方法が異なるので製品の説明をよく確認して使いましょう。



消毒液などを購入、使用する時は、手指に使ってもよいものなのか、薄めて使うものなのか、成分は何かなどをよく確認し、情報が不十分な場合には使用を控えましょう

●次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水

名前は似ていますが、異なる物質です。次亜塩素酸ナトリウムは、ハイターなどの塩素系漂白剤の主成分のことで、これを薄めても次亜塩素酸水にはなりません。

次亜塩素酸水は食品添加物として指定されているものもあり、一定濃度のものが新型コロナウイルスの感染力を一定程度減弱させることが確認されています。どちらの物質も、酸性のものと混ぜると塩素ガスが発生して危険なので注意してください。

●安全のために

消毒剤などは空間噴霧しないでください。眼、皮膚への付着や吸入による健康影響の恐れがあるとともに、空間の消毒効果が保証されていないため、消毒・除菌剤などを人がいる空間に噴霧するのは推奨されていません。

特に、眼や皮膚に付着したり吸入したりすると危険な次亜塩素酸ナトリウム水溶液や、引火性のあるアルコールの空間噴霧は絶対に行わないでください。

こんなことも
ダメ!



空気中のウイルス対策のためには、こまめに換気を行いましょう。

目的に合った製品を正しく選び、正しい方法で使用しまししょう。

詳しくは厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html



はじめました!

遠隔手話通訳サービスを利用した消費生活相談

かながわ中央消費生活センターでは、聴覚に障害のある方に対して、令和2年5月1日から、タブレット端末による手話通訳を利用した消費生活相談を開始しました。消費生活に関することで困っていることがありましたら、ぜひご利用ください。これまで同様、筆談による相談も可能です。

相談受付 | 受付時間内に直接ご来所ください。 **受付時間** | 火曜から金曜まで 9時30分から16時30分まで

場所 | かながわ県民センター6階(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
※かながわ県民センター駐車場は有料のため、お車でお越しの方は予めご了承ください。

サービス | 月曜・土曜・日曜、祝・休日及び年末年始
休止日 | 年始は1月5日より開始します。

問合せ

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 消費生活課 相談第一グループ

電話 045-312-1121 (代表) 内線2650から2652

ファクシミリ 045-312-3506



予約不要!

お気軽にご相談ください

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県



障害者訪問販売 顔認証
かながわ消費

暮らし安全防災局 暮らし安全部 消費生活課 (かながわ中央消費生活センター) 相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook (かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter (かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506